特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
28	奄美市　生活保護関係事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

奄美市は、生活保護関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	生活保護関係事務では、事務の一部を外部に委託しているため、業者選定の際に情報管理体制等について調査し、併せて情報保護に関して契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

奄美市長

公表日

令和6年12月2日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護関係事務
②事務の概要	生活保護法に基づき、生活に困窮する世帯からの相談・申請を受け、困窮の程度に応じて生活・住宅・教育・医療・介護扶助等の保護を行っている。 主に以下の事務を行う。 ①保護世帯の開始・廃止・停止の決定およびケース記録管理 ②それぞれの世帯状況に応じた、最低生活費および各扶助費（生活、住宅、教育、医療、介護、出産、生業、葬祭）の決定および支給 ③療養等医療行為を受ける場合は、医療券の発行、介護のサービスを受ける場合は介護券の発行 ④支払基金からの医療請求内容の確認 ⑤介護事業者からの介護請求内容の確認 ⑥保護世帯の家庭を訪問し、実態把握および相談業務の実施 ⑦定期的に保護受給者に対して、各医療機関、保険会社、関係機関等への調査 ⑧就労自立給付金の支給に関する事務 ⑨進学準備給付金の支給に関する事務 ⑩生活保護費費用の返還・徴収事務 ⑪医療扶助オンライン資格確認に関する次の事務を行う。 ・生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携を行う。 ・医療保険者等向け中間サーバー等において、被保護者の資格履歴を管理する。 ・医療保険者等向け中間サーバー等において、本人確認事務を行う。 ・医療保険者等向け中間サーバー等において、機関別符号の取得等を行う。
③システムの名称	生活保護システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、オンライン資格確認用統合専用端末、医療保険者等向け中間サーバー等

2. 特定個人情報ファイル名
生活保護受給者情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表　23項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	（情報提供事務） 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表13、14、18、20、28、37、40、42、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、161、167、168、169、170、171、172の項 （情報照会事務） 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42、43の項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部保護課
②所属長の役職名	保護課長

6. 他の評価実施機関
–

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	奄美市情報公開･個人情報保護担当 894-8555　鹿児島県奄美市名瀬幸町25番8号 問合せ先電話番号　0997-52-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	奄美市情報公開･個人情報保護担当 894-8555　鹿児島県奄美市名瀬幸町25番8号 問合せ先電話番号　0997-52-1111
9. 規則第9条第2項の適用	**[　　]適用した**
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1万人以上10万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月2日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月2日 時点	
3. 重大事故		
過去１年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[　　基礎項目評価書　　]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[　　]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[　　]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[　　]接続しない（入手）**	**[　　]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係るガイドライン」に従い、申請時には本人からのマイナンバー取得と本人確認を原則とし、住基ネット照会を行う際には4情報又は氏名・生年月日・住所の3情報による照会を行うことを厳守している。	

9. 監査	
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　　［　 ］ 内部監査　　［　 ］ 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　　十分に行っている　　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策	［　 ］全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 9) 従業者に対する教育・啓発 ］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	［　　十分である　　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	研修計画を策定し、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員等に対し、教育研修の実施及び事務取扱者への適切な監督を行っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月25日	評価実施機関における担当部署所属長	日高　信一	濱田　洋一郎	事後	人事異動
平成28年7月31日	Ⅰ-1-②-①	①保護世帯の開始決定およびケース記録管理	①保護世帯の開始・廃止・停止の決定およびケース記録管理	事後	
平成28年7月31日	Ⅰ-1-②-⑦	⑦定期的に保護受給者に対して、各医療機関、保険会社等への調査	⑦定期的に保護受給者に対して、各医療機関、保険会社、関係機関等への調査	事後	
平成28年7月31日	Ⅰ-1-②	記載なし	⑧生活保護費費用の返還・徴収事務	事後	
平成28年7月31日	4.②法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第二　26項	（情報提供事務） ①番号法第19条第7項　別表第二 9,10,14,16,20,21,24,26,27,28,30,31,50,53,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,116,120の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令　第8条、第9条、第11条、第12条、第17条、第19条、20条、第21条、第22条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、52条、第53条、第55条、第59条の2、第59条の3 （情報照会事務） ①番号法第19条第7項　別表第二　26の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令　第19条	事後	
平成28年7月31日	3.法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第一　15項	①番号法第9条第1項　別表第一　15項 ②番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第15条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月8日	4.②法令上の根拠	（情報提供事務） ①番号法第19条第7項　別表第二 9,10,14,16,20,21,24,26,27,28,30,31,50,53,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,116,120の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令　第8条、第9条、第11条、第12条、第17条、第19条、20条、第21条、第22条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、52条、第53条、第55条、第59条の2、第59条の3 （情報照会事務） ①番号法第19条第7項　別表第二　26の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令　第19条	（情報提供事務） ①番号法第19条第7号、第8号　別表第二 9,10,14,16,20,21,24,26,27,28,30,31,38,50,53,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,116,120の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令　第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第17条、第19条、20条、第21条、第22条、第24条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、52条、第53条、第55条、第59条の2 （情報照会事務） ①番号法第19条第7号　別表第二　26の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令　第19条	事後	
平成29年6月8日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成28年7月31日時点	平成29年6月8日時点	事後	
平成29年6月8日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年7月31日時点	平成29年6月8日時点	事後	
平成29年12月15日	4.②法令上の根拠	（情報提供事務） ①番号法第19条第7号、第8号　別表第二 9,10,14,16,20,21,24,26,27,28,30,31,38,50,53,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,116,120の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令　第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第17条、第19条、20条、第21条、第22条、第24条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、52条、第53条、第55条、第59条の2 （情報照会事務） ①番号法第19条第7号　別表第二　26の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令　第19条	（情報提供事務） ①番号法第19条第7号、第8号　別表第二 9,10,14,16,20,21,24,26,27,28,30,31,37,38,50,53,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,116,120の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令　第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第17条、第19条、20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、52条、第53条、第55条、第59条の2、第59条の3 （情報照会事務） ①番号法第19条第7号　別表第二　26の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令　第19条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年5月31日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	（情報提供事務） ①番号法第19条第7号、第8号　別表第二 9,10,14,16,20,21,24,26,27,28,30,31,37,38,50,53,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,116,120の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令　第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第17条、第19条、20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、52条、第53条、第55条、第59条の2、第59条の3 （情報照会事務） ①番号法第19条第7号　別表第二　26の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令　第19条	（情報提供事務） ①番号法第19条第7号、第8号　別表第二 9,10,14,16,20,21,24,26,27,28,30,31,37,38,50,53,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,116,119の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令　第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2、第59条の3 （情報照会事務） ①番号法第19条第7号　別表第二　26の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令　第19条	事後	
平成30年5月31日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成29年12月15日時点	平成30年5月31日時点	事後	
平成30年5月31日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年12月15日時点	平成30年5月31日時点	事後	
令和1年5月31日	Ⅳ リスク対策 １．提出する特定個人情報保護評価書の種類	－	基礎項目評価書	事後	様式変更に対応
令和1年5月31日	Ⅳ リスク対策 ２．特定個人情報の入手 （情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	－	十分である	事後	様式変更に対応
令和1年5月31日	Ⅳ リスク対策 ３．特定個人情報の使用 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	－	十分である	事後	様式変更に対応
令和1年5月31日	Ⅳ リスク対策 ３．特定個人情報の使用 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	－	十分である	事後	様式変更に対応

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年5月31日	Ⅳ リスク対策 ４．特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	－	十分である	事後	様式変更に対応
令和1年5月31日	Ⅳ リスク対策 ５．特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	－	十分である	事後	様式変更に対応
令和1年5月31日	Ⅳ リスク対策 ６．情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	－	十分である	事後	様式変更に対応
令和1年5月31日	Ⅳ リスク対策 ６．情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	－	十分である	事後	様式変更に対応
令和1年5月31日	Ⅳ リスク対策 ７．特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	－	十分である	事後	様式変更に対応
令和1年5月31日	Ⅳ リスク対策 ８．監査 実施の有無	－	［ ○ ］ 自己点検	事後	様式変更に対応
令和1年5月31日	Ⅳ リスク対策 ９．従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発	－	十分に行っている	事後	様式変更に対応

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年5月31日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か	平成30年5月31日　時点	令和1年5月31日　時点	事後	
令和1年5月31日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か いつ時点の計数か	平成30年5月31日　時点	令和1年5月31日　時点	事後	
令和1年5月31日	Ⅰ 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	保護課長　濱田　洋一郎	保護課長	事後	様式変更に対応
令和1年5月31日	Ⅰ 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	（情報提供事務） ①番号法第19条第7号、第8号　別表第二 9,10,14,16,20,21,24,26,27,28,30,31,37,38,50,53,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,116,119の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令　第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2、第59条の3 （情報照会事務） ①番号法第19条第7号　別表第二　26の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令　第19条	（情報提供事務） ①番号法第19条第7号、第8号　別表第二 9,10,14,16,18,20,21,24,26,27,28,30,31,37,38,50,53,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,116,119の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令　第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2、第59条の3 （情報照会事務） ①番号法第19条第7号　別表第二　26の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令　第19条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年11月15日	Ⅰ 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	（情報提供事務） ①番号法第19条第7号、第8号　別表第二 9,10,14,16,20,21,24,26,27,28,30,31,37,38,50,53,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,116,119の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令　第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2、第59条の3 （情報照会事務） ①番号法第19条第7号　別表第二　26の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令　第19条	（情報提供事務） ①番号法第19条第7号、第8号、第10号　別表第二 9,10,14,16,18,20,21,24,26,27,28,30,31,37,38,42,50,53,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,116,120の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令　第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2、第59条の3 ③行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則 ④奄美市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年奄美市条例第27号）第5条第1項及び同条例別表第3　第1の項 （情報照会事務） ①番号法第19条第7号、第10号　別表第二　26の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令　第19条 ③行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則 ④奄美市個人番号の利用及び特定個人情報の	事後	
令和1年11月15日	Ⅱ しきい値判断項目 1．対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か	令和1年5月31日　時点	令和1年11月15日　時点	事後	
令和1年11月15日	Ⅱ しきい値判断項目 2．取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か いつ時点の計数か	令和1年5月31日　時点	令和1年11月15日　時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月7日	Ⅰ 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供事務) ①番号法第19条第7号、第8号、第10号　別表第二 9,10,14,16,18,20,21,24,26,27,28,30,31,37,38,42,50,53,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,116,120の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令　第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2、第59条の3 ③行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則 ④奄美市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年奄美市条例第27号)第5条第1項及び同条例別表第3　第1の項 (情報照会事務) ①番号法第19条第7号、第10号　別表第二　26の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令　第19条 ③行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則 ④奄美市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年奄美市条例第27号)第5条第1項及び同条例別表第3　第2の項	(情報提供事務) ①番号法第19条第7号、第8号、第10号　別表第二 9,10,14,16,18,20,21,24,26,27,28,30,31,37,38,42,50,53,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,116,120の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令　第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2の2、第59条の3 ③行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則 ④奄美市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年12月24日条例第27号)(以下、「番号利用条例」という。)第4条(個人番号の利用に係る事務)、第5条(特定個人情報の提供)、別表第1、第2及び第3 ⑤番号利用条例別表第2及び別表第3における情報提供の根拠 別表第2:右欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(1,4,5,8,9,10) 別表第3:第4欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(1) (情報照会事務) ①番号法第19条第7号、第10号　別表第二　26の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令　第19条 ③行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則 ④奄美市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年奄美市条例第27	事後	
令和2年9月7日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か	令和1年11月15日　時点	令和2年9月7日　時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月7日	Ⅱ しきい値判断項目 ２．取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か いつ時点の計数か	令和1年11月15日　時点	令和2年9月7日　時点	事後	
令和3年9月10日	Ⅰ 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	（情報提供事務） ①番号法第19条第7号、第8号、第10号　別表第二 9,10,14,16,18,20,21,24,26,27,28,30,31,37,38,42,50,53,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,116,120の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令　第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2の2、第59条の3 ③行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則 ④奄美市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年12月24日条例第27号）（以下、「番号利用条例」という。）第4条（個人番号の利用に係る事務）、第5条（特定個人情報の提供）、別表第1、第2及び第3 ⑤番号利用条例別表第2及び別表第3における情報提供の根拠 別表第2：右欄（特定個人情報）に「生活保護関係情報」が含まれる項（1,4,5,8,9,10） 別表第3：第4欄（特定個人情報）に「生活保護関係情報」が含まれる項（1） （情報照会事務） ①番号法第19条第7号、第10号　別表第二　26の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令　第19条 ③行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則 ④奄美市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年奄美市条例第27	（情報提供事務） ①番号法第19条第8号、第9号、第11号　別表第二 9,10,14,16,18,20,24,26,27,28,30,31,37,38,42,50,53,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,113,116,120の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令　第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第44条の2、第47条、第52条、第53条、第55条、第58条、第59条の2の2、第59条の3 ③行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則 ④奄美市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年12月24日条例第27号）（以下、「番号利用条例」という。）第4条（個人番号の利用に係る事務）、第5条（特定個人情報の提供）、別表第1、第2及び第3 ⑤番号利用条例別表第2及び別表第3における情報提供の根拠 別表第2：右欄（特定個人情報）に「生活保護関係情報」が含まれる項（1,4,5,8,9,10） 別表第3：第4欄（特定個人情報）に「生活保護関係情報」が含まれる項（1） （情報照会事務） ①番号法第19条第8号、第11号　別表第二　26の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令　第19条 ③行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則 ④奄美市個人番号の利用及び特定個人情報の	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月10日	Ⅱ しきい値判断項目 １．対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か	令和2年9月7日　時点	令和3年9月10日　時点	事後	
令和3年9月10日	Ⅱ しきい値判断項目 ２．取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か いつ時点の計数か	令和2年9月7日　時点	令和3年9月10日　時点	事後	
令和5年5月22日	Ⅰ関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	生活保護法に基づき、生活に困窮する世帯からの相談・申請を受け、困窮の程度に応じて生活・住宅・教育・医療・介護扶助等の保護を行っている。主に以下の事務を行う。①保護世帯の開始・廃止・停止の決定およびケース記録管理②それぞれの世帯状況に応じた、最低生活費および各扶助費（生活、住宅、教育、医療、介護、出産、生業、葬祭）の決定および支給③療養等医療行為を受ける場合は、医療券の発行、介護のサービスを受ける場合は介護券の発行④支払基金からの医療請求内容の確認⑤介護事業者からの介護請求内容の確認⑥保護世帯の家庭を訪問し、実態把握および相談業務の実施⑦定期的に保護受給者に対して、各医療機関、保険会社、関係機関等への調査⑧生活保護費費用の返還・徴収事務	主に以下の事務を行う。 ①保護世帯の開始・廃止・停止の決定およびケース記録管理 ②それぞれの世帯状況に応じた、最低生活費および各扶助費（生活、住宅、教育、医療、介護、出産、生業、葬祭）の決定および支給 ③療養等医療行為を受ける場合は、医療券の発行、介護のサービスを受ける場合は介護券の発行 ④支払基金からの医療請求内容の確認 ⑤介護事業者からの介護請求内容の確認 ⑥保護世帯の家庭を訪問し、実態把握および相談業務の実施 ⑦定期的に保護受給者に対して、各医療機関、保険会社、関係機関等への調査 ⑧生活保護費費用の返還・徴収事務 ⑨医療扶助オンライン資格確認に関する次の事務を行う。 ・生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携を行う。 ・医療保険者等向け中間サーバー等において、被保護者の資格履歴を管理する。 ・医療保険者等向け中間サーバー等において、機関別符号の取得等を行う。	事前	
令和5年5月22日	Ⅰ関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	生活保護システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ	生活保護システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、オンライン資格確認用統合専用端末、医療保険者等向け中間サーバー等	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年5月22日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年9月10日 時点	令和5年5月22日 時点	事前	
令和5年5月22日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年9月10日 時点	令和5年5月22日 時点	事前	
令和5年10月10日	Ⅰ関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	⑨医療扶助オンライン資格確認に関する次の事務を行う。 ・生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携を行う。 ・医療保険者等向け中間サーバー等において、被保護者の資格履歴を管理する。 ・医療保険者等向け中間サーバー等において、機関別符号の取得等を行う。	⑨医療扶助オンライン資格確認に関する次の事務を行う。 ・生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携を行う。 ・医療保険者等向け中間サーバー等において、被保護者の資格履歴を管理する。 ・医療保険者等向け中間サーバー等において、本人確認事務を行う。 ・医療保険者等向け中間サーバー等において、機関別符号の取得等を行う。	事前	
令和6年2月8日	Ⅰ-1. ②事務の概要	⑧生活保護費費用の返還・徴収事務 ⑨医療扶助オンライン資格確認に関する次の事務を行う。 ・生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携を行う。 ・医療保険者等向け中間サーバー等において、被保護者の資格履歴を管理する。 ・医療保険者等向け中間サーバー等において、本人確認事務を行う。 ・医療保険者等向け中間サーバー等において、機関別符号の取得等を行う。	⑧就労自立給付金の支給に関する事務 ⑨進学準備給付金の支給に関する事務 ⑩生活保護費費用の返還・徴収事務 ⑪医療扶助オンライン資格確認に関する次の事務を行う。 ・生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携を行う。 ・医療保険者等向け中間サーバー等において、被保護者の資格履歴を管理する。 ・医療保険者等向け中間サーバー等において、本人確認事務を行う。 ・医療保険者等向け中間サーバー等において、機関別符号の取得等を行う。	事前	
令和6年2月8日	Ⅱ-1. 対象人数	令和5年5月22日　時点	令和6年2月8日　時点	事前	
令和6年2月8日	Ⅱ-2. 取扱者数	令和5年5月22日　時点	令和6年2月8日　時点	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月2日	Ⅰ-3法令上の根拠	①番号法第9条第1項　別表第一　15項 ②番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第15条	番号法第9条第1項　別表　23項	事後	番号法の一部改正
令和6年12月2日	Ⅰ-4-②法令上の根拠	（情報提供事務） ①番号法第19条第8号、第9号、第11号　別表第二 9,10,14,16,18,20,24,26,27,28,30,31,37,38,42,50,53,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,113,116,120の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令　第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第44条の2、第47条、第52条、第53条、第55条、第58条、第59条の2の2、第59条の3 ③行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則 ④奄美市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年12月24日条例第27号）（以下、「番号利用条例」という。）第4条（個人番号の利用に係る事務）、第5条（特定個人情報の提供）、別表第1、第2及び第3 ⑤番号利用条例別表第2及び別表第3における情報提供の根拠 別表第2：右欄（特定個人情報）に「生活保護関係情報」が含まれる項（1,4,5,8,9,10） 別表第3：第4欄（特定個人情報）に「生活保護関係情報」が含まれる項（1） （情報照会事務） ①番号法第19条第8号、第11号　別表第二　26の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令　第19条 ③行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則 ④奄美市個人番号の利用及び特定個人情報の	（情報提供事務） 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表13、14、18、20、28、37、40、42、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、161、167、168、169、170、171、172の項 （情報照会事務） 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42、43の項	事後	番号法の一部改正
令和6年12月2日	Ⅱしきい値判断項目 いつ時点の計数か	令和6年2月8日　時点	令和6年12月2日　時点	事後	基準日の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月2日	Ⅳ-8　人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	－	十分である	事後	様式変更に伴うもの
令和6年12月2日	Ⅳ-8　判断の根拠	－	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係るガイドライン」に従い、申請時には本人からのマイナンバー取得と本人確認を原則とし、住基ネット照会を行う際には4情報又は氏名・生年月日・住所の3情報による照会を行うことを厳守している。	事後	様式変更に伴うもの
令和6年12月2日	Ⅳ-11最も優先度が高いと考えられる対策	－	9）従業者に対する教育・啓発	事後	様式変更に伴うもの
令和6年12月2日	Ⅳ-11判断の根拠	－	研修計画を策定し、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員等に対し、教育研修の実施及び事務取扱者への適切な監督を行っている。	事後	様式変更に伴うもの